

ご意見を募集します

「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」についてのご意見を募集しています。

応募期間は4月30日（必着）までで、Eメール、FAX54-2568、郵送等で受け付けています。内容、応募用紙等の詳細については、農業委員会事務局（54-2121内線354）へお問い合わせいただくか、またはホームページ <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/> をご覧ください。



農地の有効利用のために…

改正農地法により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行うことが義務づけられています。（農地法第30条第1項）

農業委員会では、地区担当委員が日常的に農地の利用状況調査を行います。さらに10月には全市一斉調査を予定しています。

遊休農地の所有者に対しては…

→農業委員会が農地の農業上の利用に関する意向調査を行い、農地中間管理機構への貸し付け等を促します。

所有者が分からない遊休農地は…

→知事の裁定で農地中間管理機構が利用権を取得できるよう措置を行います。

所有する農地についての相談は、地区担当農業委員または農業委員会事務局（54-2121内線354）へご連絡ください。

農地の参考賃借料の改定について【平成26年3月設定】

農地の参考賃借料は、法律に基づくことなく、砂川市農業委員会が自主的に設定するものです。砂川市内の農地の賃貸借の際に参考にしてください。

◇ 砂川市参考賃借料（10a当たり）、平成26年3月設定 ◇

農地の区分		参考賃借料	基準収量		備考
田の部	上 田	14,000円	玄米	530 k g	
	中 田	11,000円	玄米	510 k g	
	下 田	7,000円	玄米	490 k g	
畑の部	上 畑	4,000円	そば	65 k g	
	中 畑	3,000円	そば	55 k g	
	下 畑	1,500円	牧草	635 k g	
	たまねぎ畑	16,000円	たまねぎ	4,000 k g	